

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

年金をお得に増やせます

▼付加年金の保険料は400円

定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金として2年間受け取るだけで取り戻せますから、3年目以降は「もらい得」になる大変お得な制度です。

▼いくら上乗せされるかというところ

付加年金の受領額（年額）

200円 × 付加保険料納付月数です。

例：付加保険料を10年間納付した場合

○付加保険料

400円 × 10年（120月） = 48,000円

○付加年金額（年額）

200円 × 10年（120月） = 24,000円

したがって、付加年金を2年間受領すると、納付した付加保険料総額と同額になるのです。

▼付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です（国民年金基金に加入中の方は加入できません）。

よろず相談&心配ごと相談のお知らせ

7月のよろず相談 ☎ 76 - 2151（内線 216）

日時 7月21日（金）午後1時～3時

場所 林業研修会館1階図書室 相談委員 大場建男、福井全雅

心配ごと相談 ☎ 76 - 1161

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

消費者力を身につけよう！

一般社団法人日本消費者協会では、毎年1回11月上旬に消費啓発のための検定試験を行っています。

食の安全問題や悪質商法など、さまざまな消費者トラブルが増える中、消費者自身が我が身を守るための知識を試す検定です。基礎コースと応用コースがあり、得点によって1級から5級に認定されます。

消費者トラブルなどに対処するためにも、毎日の生活について正しい知識を学び、身につけ、自立した消費者となれるよう消費者力を磨きませんか。

消費者検定力に向けて、公式参考書が発刊されています。参考書ご希望の方、受験のお問合せは下記までご連絡ください。

『消費者力検定受験対策テキスト』 2,160円

『消費者力検定ワークブック2017』 756円

※消費者行政推進事業の補助があります（先着5名まで）。

問い合わせ先 商工観光グループ ☎ 76 - 2151（内線 258）

津別町青年活動プロジェクト『a n d』活動報告 No.6

年間通して町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、いろんな活動を展開しています

*平成29年度も『a n d』をよろしく申し上げます！！

5月17日に行なった総会で、平成28年度事業の反省及び平成29年度事業方針が決まりました。平成28年度を振り返ると、毎年恒例の「出張サンタ」や「出張オニ」をはじめ、「こども広場」や「他町村の青年団体との交流を目的とした運動会」など様々なイベントを開催しました。しかし、最近ではメンバー数が減少傾向であるため、今年度は初心に戻ってメンバー間の絆を深めるとともに、新規メンバーの加入にも力を入れていきます！

僕たちは、なぜ青年活動をやっていると思いますか？ …それは「楽しい」からです。活動を通じて色々な出会いがあります。人と人との出会いや新たな自分との出会いなど、それを活かに活動を続けています。青年活動に興味がある方は、まずは見学からでも良いので、いつでも連絡をお待ちしていますー♪

〈担当：㊦〉



Facebookを
チェック



新メンバー募集中！

問い合わせ先

中央公民館生涯学習課 ☎ 76 - 2713

陸・海・空自衛隊 平成29年度募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
航空学生(海・空)	高卒(見込含)海23歳・空21歳未満	7/1(土)～9/8(金)	9/18(月・祝)
一般曹候補生		7/1(土)～9/8(金)	9/16(土)・17(日)・18(月)
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満	年間を通じて行っています。	9/21(木)・22(金)・25(月)・26(火) 10/23(月)～26(木)
			9/23(土)・24(日) 10/23(月)～26(木)
防衛高等学校学生		前期9/5(火)～29(金) 後期1/20(土)～26(金)	前期 11/4(土)・5(日) 後期 2/17(土)
防衛医科大学校 医学科学生	高卒(見込含) 21歳未満	9/5(火)～29(金)	10/28(土)・29(日)
防衛医科大学校 看護学科学学生			10/14(土)
高等工学校 生徒	中卒(見込含) 17歳未満	11/1(水)～30年1/9(火)	30年1/20(土)

問い合わせ先 自衛隊北見地域事務所 ☎ 0157-23-6826

募集コールセンター(受付時間 12時～20時)

フリーダイヤル ☎ 0120-063-792

ナビダイヤル ☎ 0570-045-818(携帯電話)

介護保険制度のお知らせ

介護保険施設の居住費及び食費の減額申請

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が7月31日で満了することに伴い、8月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

負担軽減の基準【平成27年8月より】

申請書の添付書類として、金融機関への照会に対する同意書、預貯金通帳等の写しが必要となり、町は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正受給した際は、加算金が課される場合があります。

所得要件	資産要件
・町民税非課税 ・配偶者も町民税非課税(別世帯も含む)	預貯金等が一定額以下 単身世帯：1,000万円 夫婦世帯：2,000万円

今月の改正

介護サービスの利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

今回の改正 同じ世帯のどなたかが町民税を課税されているか。

いる場合 3万7200円(月額)
↓4万4400円(月額)となります。
ただし、左記の①と②の両方に該当する方は、年間上限の44万6400円(3万7200円×12カ月)を適用【新設】します。
①同じ世帯の全ての65歳以上の方(介護サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割
②世帯が現役並み所得者世帯※に該当しない
※同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合

介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方に介護サービスをj利用する際の負担割合を記載した介護保険負担割合証を送付します。これは、介護サービスの利用者負担額について、これまで所得にかかわらず一律にサービスの1割を負担いただいていたことが、平成27年8月より65歳以上の方のうち、一定以上の所得のある方にはサービスの2割を負担いただいています。

現在お送りしている負担割合証の利用適用期間が7月31日で満了することから8月1日からの負担割合証を送付しますので、介護サービスを利用の際に今回お送りする介護保険負担割合証と介護保険被保険者証と一緒にケアマネージャーとサービス提供事業所に提示してください。

※現在お持ちの介護保険負担割合証については8月以降各自で破棄してください。

問い合わせ先 保健福祉課介護保険担当⑫番窓口
☎ 76 - 2151 (内線 230)